

はじめに

マス目をみたら、頭、真っ白……

過去問を見たら、論述問題があった。いや、受験の本番で、去年まで出題されていなかった論述問題が出た。解答用紙のマス目をみて、呆然。

ともかく書いてみる

そこで、「ともかく書いてみよう」というのがこの問題集の目的です。ともかく、書いてみる。実際は、それが一番の近道です。近年の出題例から、それも30字から100字程度の比較的、負担の少ないものを中心に採っています。そして今回の改訂で新しい問題を採用し、さらに東大、慶應義塾大などの本格的な問題もとりあげました。

答案のチェック

自力で書いたら、解答例と解説を読んでください。ただし、論述の解答例は、それこそ十人十色。これでなければならないという解答はありません。しかし、自由な作文でもありません。解答例と大きく食い違っている場合には、もう一度、問題文に戻ってください。

問われていることに、正面から答える

論述の基本は、これに尽きます。ある事件や法令、条約の「意義」や「背景」を問われているのに、内容を説明してみたりしていないか。「比較」せよという問題なのに、一方の説明で大半の字数を費やしていないか。解答例と大きく違った答案を書いてしまった場合は、このあたりを徹底的に吟味してください。

書くことで、知識は確かなものになる

最後までがんばれば、それだけで、最高の復習となり、確実に得点力はアップします。論述で扱われるテーマも自然にわかってきます。がんばって最後まで書き続けてください。

(お願い) 問題集としての体裁を整えるために、多くの問題は、原問題を大きく修正したのになっています。行数だけで字数指定がない場合は、妥当な字数を推定してあります。そこで、実際に自分が受験する大学については、ぜひ原問題を確認してください。

17 桓武と蝦夷征討

●解答例●

桓	武	天	皇	は	,	父	光	仁	の	こ	ろ	か	ら	活	発	化	し	た	蝦	
夷	の	反	乱	に	対	し	て	,	坂	上	田	村	麻	呂	を	征	夷	大	将	
軍	に	任	ず	る	な	ど	,	大	規	模	な	軍	事	力	を	投	入	し	て	
そ	の	鎮	圧	を	試	み	た	。	そ	の	結	果	,	8	0	2	年	に	は	胆
沢	城	を	築	き	,	鎮	守	府	を	多	賀	城	か	ら	移	し	,	さ	ら	
に	翌	年	に	は	,	そ	の	北	に	志	波	城	が	築	か	れ	,	北	上	
川	上	流	域	ま	で	が	中	央	政	府	の	支	配	下	に	組	み	込	ま	
れ	た	。																		

(143字)

解答のポイント

この指定語句でこのスペースだと、「東北経営圏」の城柵の位置をしっかりとおぼえておかないと満足な解答は作成できません。「桓武天皇」と「坂上田村麻呂」はいいとして、「鎮守府」が「多賀城」から「胆沢城」に移されたこと、そして、さらに北上川上流域の「志波城」まで経営拠点が北上したことを、的確に述べなければなりません。特に、「鎮守府」を単に東北経営の中心などというレベルでごまかしてはいけません。

18 健児制

●解答例●

正	丁	の	兵	士	役	に	基	づ	く	軍	団	制	を	原	則	的	に	は	廃
し	,	郡	司	の	子	弟	か	ら	な	る	健	児	制	に	改	め	た	。	

(39字)

解答のポイント

問題文から「健児制」を説明すればよいことはわかるでしょう。律令の兵士役、義務兵役制を**辺境の地を除き**廃止し、郡司の子弟からなる「健児制」に代えたことを指摘するだけ。

19 延喜・天曆の治

●解答例●

拱	関	が	置	か	れ	ず	,	天	皇	に	よ	る	直	接	的	な	政	治	,	
い	わ	ゆ	る	親	政	の	時	期	と	認	識	さ	れ	た	か	ら	。			

(38字)

解答のポイント

これは簡単。「延喜の治」=醍醐天皇・「天曆の治」=村上天皇の治世では、その前後の時期とは違い拱関が置かれず、**天皇による直接政治**が行われたことが天皇親政の理想の時代と認識されたから。

20 受領

●解答例●

奈	良	時	代	の	国	司	は	四	等	官	以	下	が	連	帯	責	任	で	一
国	の	行	政	の	す	べ	て	を	担	っ	た	が	,	受	領	は	,	現	地
に	赴	任	し	た	最	高	責	任	者	と	し	て	,	徴	税	を	中	央	政
府	に	対	し	て	請	負	う	こ	と	を	主	た	る	任	務	と	し	た	。

(80字)

解答のポイント

基本的な問題なので、かえって書き方はいろいろ考えられます。そこで、ちょっと迷うかもしれませんが、細部にはこだわらず、ともかく**基本的な対比**だけ書いていけばよいと割り切って書くこと。要は、

(奈良時代)

天皇の代理として、守以下の四等官はじめ多くの官僚が地方に赴任した。

(10世紀以降の受領)

国司の遙任が一般化し、税制も土地課税に転換し、現地に赴く国司の最上級者たる受領は、徴税請負人化した。

という対比ができていれば表現やスタイルはどのようなものでもかまいません。